

君津中央病院企業団議会

平成28年3月定例会会議録(第2号)

日時 平成28年2月24日(水)午後3時00分開議

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 平野卓義、3番 服部善郎、4番 鈴木良次、5番 須永和良
6番 石井清孝、7番 小林新一、8番 福原敏夫、9番 高橋恭市、10番 榎本雅司
11番 前田美智江、12番 山口幹雄

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 笈川政登己、監査委員 坂元淳一、病院長 鈴木紀彰
事務局長 荒川裕司、事務局次長 横倉 芳、事務局次長兼総務課長 小島進一
事務局次長兼医事課長 池田倫明、財務課長 竹下宗久、管財課長 三富敏史
経営企画課長 石黒穂純、副院長 土屋俊一、副院長 岡 陽一、副院長 須田純夫
学校長 柴 光年、医務局長 氷見寿治、地域医療センター長 八木下敏志行
看護局長 齊藤みち子、医療技術局長 須藤義夫、医務局理事 畦元亮作
医療技術局理事 朝生 忍

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団行政不服審査会条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、採決)
- ・議案第5号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、採決)

- ・ 議案第6号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- ・ 議案第7号 君津中央病院企業団看護師等奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- ・ 議案第8号 平成27年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- ・ 議案第9号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について（質疑、討論、採決）

（午後3時00分開議）

<議長>

それでは、予算決算審査委員会に引き続きお集まりいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は12人でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、議長において定め、印刷配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議案第1号ないし議案第9号について

日程第1、議案第1号 君津中央病院企業団行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。議案第1号に対する質疑をお受けします。

質疑ございませんか。ございませんか。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

この前、長い説明を受けたんですけど、今までに中央病院でこういう不服審査を言ってきた例があるのかどうか、お尋ねします。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

平成18年に企業団に改組いたしまして現在まで1件もございません。

<議長>

ほかにごございませんか。

（発言する者なし）

ほか質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

須永議員。

<5番 須永和良議員>

それでは、質問させていただきます。

議案第5号の提案理由についてなんですが、「人事院勧告の内容に準じて」とありますが、人事院勧告というのは一般職の職員に対してだと思んですが、この場合の、ちょっと不勉強で申しわけありません。企業長というのは、そういった一般職の職員に当たるのでしょうか、教えてください。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

ご質問にお答えいたします。

企業長は特別職でございまして、議員ご指摘のとおり、人事院勧告あるいは千葉県人事委員会勧告の対象は一般職となっておりますので、この提案理由の記載は適当ではございませんでした。企業長の期末手当につきましては、一般職の改定の例に準じて改めようとするものでございます。おわび申し上げます。

<議長>

須永議員。

<5番 須永和良議員>

つまり、人事院勧告で一般職が変わるので、それに準じてということですよ。

(「はい」の声あり)

今ですね、市町村のほうでも、厳しい経営状況の中、人事院勧告で一般職の期末手当上げたからと言って、市長、副市長などの特別職の期末手当を上げるという状況ではないんですね。今回、各市、出ていると思うんですが、他市のことはちょっとわかりませんが、君津市の場合も今回、一般職の期末手当引き上げはいたしました。市長、副市長の期末手当の引き上げはしていません。そういった中で、なぜ企業長は職員に準じて上げようというふうな議案を提出してきたのか。もし企業団の経営が厳しい、あるいは構成市の市町村のことを思えば、ここは一般職を上げたからと言って、企業長を引き上げるといのはいかなものかと、踏みとどまるべきだったんじゃないのかなと思うんですが、その準じて上げた理由について教えてください。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

企業団を構成いたします4市の状況を調査いたしましたところ、議員のご指摘のように、君津市及び富津市につきましては、今回、特別職の期末手当については改定は予定されておりません。木更津市、袖ヶ浦市については改定を行うということでございました。

当企業団におきましては、人事院勧告等があった際に一般職の改定を行った場合に、準じて企業長の期末手当の改定も従来行っていたことから、今回も従来どおり同様に改定しようとしたものでございます。

<議長>

須永議員。

<5番 須永和良議員>

それでは、参考までに、もしお答えになれるようでしたら、教えてください。今後も従来どおりやっていくんでしょうか。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

基本的には、一般職に準じて行っていこうと考えております。

<議長>

ほかにご覧いませんか。

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

関連ですけど、他の公立病院、企業団はどのような状況なのか、わかれば、教えてください。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

申しわけございません。他の公立病院の、地方公営企業法の全部適用をしている病院については、企業長といいますが、事業管理者が置かれているわけなんです、それらについては、申しわけございませんが、調査しておりません。

<議長>

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

わかるようであれば、調べられるようであれば、教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

<議長>

よろしいですか。

それじゃ、ちょっと調査して、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご覧いませんか。

(発言する者なし)

ほか質疑はないようですので、討論を省略し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

議案第5号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に

つについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第6号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 君津中央病院企業団看護師等奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

改正内容の中の(2)のところ、「留年したとき」という文言が書いてありますけれども、実際にこういうことはあるのか、まず1点目、お伺いします。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

実際に毎年、数人ございます。

<議長>

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

だとすれば、やはりこの一文を入れたのは、そういうことで入れたと思うんですけども、実際にそういうものがあるのかをちょっと確認させていただきました。

次に、この奨学金また準備金ですか、準備金、新入生、また先ほどもちょっとお伺いしましたが、その2つについて、どのぐらいの割合で求められているのか、わかれば、お願いします。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

質問の趣旨を確認させていただきたいと思いますが、当院附属看護学校に入学した者のうち、どれぐらいの者がという……

(「はい、そうです」の声あり)

正確な数字は把握してございませんが、ほとんどの学生が申請している状況でございます。

<議長>

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

ほとんどの学生が受けている、受給されているということですが、準備金についての返済は2年以内、一括か、または6回ということですが、月々の返済に関しては、どのような基準なのか、お伺いします。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

月々の返済というのは、準備金ではなくて、奨学金ということでございますか。奨学金については、一括あるいは貸与した月数に応じて返済するというようにしてございますので、毎月5万円の支給をしておりますので、返済の場合も、分割の場合は原則として毎月5万円を返していただくというようにしております。

準備金については、今回新たに規定を設けようとするものでございます。

<議長>

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

やはり看護師さん、少なくても、大変な状況で、今もいろいろ大変なところだと思うんですけども、奨学生がですね、学生のほうで返すのにまた大変になってしまって、経済的な困窮とか離職とか退職とか、そういう方向に行ってしまうことだって、やっぱりあると思うんで、その辺について、2年とか、例えば3年だったら、12か月、36か月で5万円返していくわけですけども、それはちょっと新卒の社会人としては厳しい状況だと思います。その辺について、もっと期間を延ばすとか、中央病院に勤めればただになるとか、いろいろな救済方法があると思うんですけども、その辺について、ちょっとご意見があれば、お伺いします。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

私の説明が不足しておりまして、申しわけございませんでした。基本的に、当企業団の看護師養成奨学金につきましては、企業団の運営する病院に勤務することが条件で貸与しております。ですから、当企業団の運営する病院に3年勤務した場合は、返済が免除ということになっております。その条件を満たさない者については、返済の義務が生じるということになっております。

<議長>

平野議員。

<2番 平野卓義議員>

はい、理解しました。

今回、38名の卒業生がいるわけですが、38名全員がここに勤めれば、返済義務もなくなるということですから、先ほど、どこに就職、進路が決まっているか、後で教えていただけるということですが、やっぱり若い人たちの就職先、今、いろいろな企業も大変だということと伺っておりますので、その辺の若い力を大切にさせていただくためにも、いろいろなすべを考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

先ほどの進路の内訳ということでございましたが、この後の議案第9号の予算の中で改めて答弁させていただきたいと思います。

<議長>

ほかにございせんか。

(発言する者なし)

ほかには質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第7号 君津中央病院企業団看護師等奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成27年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第8号 平成27年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

(「議長」の声あり)

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

先ほど、予算決算審査委員会の中で平野議員からご質問のございました、看護学生の進路について、お答え申し上げます。

平成27年度の当初予算編成時には3年生38人ということで予定しておりました。しかし、現在数は33名でございます。退学あるいは留年によりまして、5名減となっております。その33名の進路

予定の内訳でございますが、うち22名が当院への就職予定となっております。その他10人が県内7人、県外3人の医療機関に就職予定となっております。この県内7人のうち君津医療圏内に就職する者が3名でございます。その他1名につきましては留年する予定となっております。

以上でございます。

<議長>

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数であります。

議案第9号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で全ての議案を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言、御礼とご挨拶申し上げます。

本定例会に当たりまして、2日間にわたりまして、大変お忙しい中をおいでいただき、また、いろいろ有意義なご意見をいただき、そしてご審議賜りました。本当にありがとうございました。9議案についてお通しいただいたことを御礼申し上げます。

本当に、これからも医療制度改革はどんどん変化するんであろうと、こういうふうを考えております。来年度の診療報酬改正もほぼまとまってきました。また、今回はですね、医療費に関しましては一応プラス0.49%のプラス改定ということなんですけれども、薬品費とか材料費がマイナス1.33%ということで、全体では結局マイナス0.84%というような結論が出てまいりました。また、診療報酬の点数がですね、どういうふうに配分されるかという、これが非常に難しい問題で、当院みたいに3次救急医療やっている病院に対して、どういう点数が割り当てになってくるとか、それから、7対1看護の基準がどういうふうに厳しくなってくるとか、いろんなことが内容が非常に難しくなっております。そういうことで、実際にどういう結果になってくるか、大変難しゅうございます。

いずれにしても、現在言われております平成30年に国民健康保険法の改正がございます。これは大幅な改正で、要するに目的は、国保をですね、国民健康保険を維持できるような形で、保険者側のですね、保険者の皆さんの赤字財政が楽になるよということ、都道府県に保険者を持っていくということ、納付金とか交付金という形で国が出してくれるという話になっておりますが、これがどういうふうになっていくか。

いずれにしても、30年に向かって、プライマリーバランスが黒字になっていないということで、医療費がもっと抑制されるであろう。したがって、社会保障費が大体年間1兆円ふえるのが、5,000億円で抑えるというところに、もう頭が決まっていますんで、病院経営は多分厳しい状態になるであろう、こういうふうになりますんで……。

しかし、地域の患者様にはですね、やっぱりりっぱな、いい医療を提供せねばならないというのが、病院の使命であると思いますんで、医療・介護ですね、両方の面で頑張っていきたいと、こういうふうに考えておりますんで。何か、いつも同じようなことを申し上げて恐縮なんですけども、またよろしくお願ひしたいと、こういうふうに思います。

それとですね、きょうはもう一つ、人事案件でちょっとご報告申し上げたいということがございます。それは院長人事でございますが、平成20年から8年間にわたりまして病院長をやっていただきました鈴木紀彰先生、本当に8年間の中の医療費の改正とか診療報酬の厳しくなったり、その見通しが非常に立ちにくい状況で、そして厳しいDPCの評価とか、そういう中で、いろいろ企画性に富んだ、いろいろ経営状態、経営をしていただきました。本当に8年間、大変な実績を残していただいたんですが、今回、3月いっぱい退任されるということで、今後もいろいろと病院経営にいろいろアドバイスを頂戴したいと思いますが、そういうことをご報告いたしたいと思います。

また、新院長につきましては、どういう形で人選を進めたいかということで、ずっと考えておったんですが、今の病院運営に関しまして、やはり医療制度改革とか、そういうことにまつわる診療報酬の問題もございまして、簡単にどうこうというのは、方針を立てるのは非常に難しいということで、ある程度の在任期間が病院長には必要であるということ、少なくとも5年、6年の猶予が必要で、その間にいろいろと検討していかねばならないという、そして、実を上げねばならないということもございまして、そういう役で、ありがたいかどうか、わかんないんですけども、次の病院長には現在の医務局の理事をやっております、外科のほうの海保隆先生をお願いするということにいたしました。

今後、細かい人事に関してはこれからでございますけども、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、報告をさせていただきました。

<議長>

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

(午後3時27分閉会)